

多様な地域住民一人ひとりの命 を守るために



日本大学危機管理学部 鈴木秀洋

元特別区 子ども家庭支援センター所長

・男女協働課長・危機管理課長

主著 『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』

多様な地域住民一人ひとりの命を守るために

【Q】皆さんが考える危機管理とは？

【Q】皆さんが考える「命を守る」危機管理学とは？

多様な地域住民一人ひとりの命を守るために

【Q】 皆さんにとっての危機管理？（テーマ設定）

皆さんが思い描く危機感の対象は、テロ、国家安全保障などでしょうか。

しかし、**日々、虐待、DV、ジェンダー・性暴力等で命が奪われていることを知っていますか。**

実は、日々の生活を安全・安心に生きていることは、データ・エビデンスからすれば、奇跡的なこと。

私達一人ひとり、バックグラウンド、背負っているもの、生活パターン、性格も様々です。

表面的には見えていないことだらけです。

「標準」「ふつう」の押し付けにより、命の危険に晒されている人が数多くいます。

私の研究室では、日常・身近な危機を研究しています。

多様な地域住民一人ひとりの命を守るために

【講演内容・目次】

- 第1 自己紹介（記事3枚）
- 第2 危機管理学の視点からの災害対応
 - ①危機管理の考察視座、②東京都被害想定、
 - ③内閣府防災プログラム紹介、④福祉避難所、
 - ⑤大川小津波判決
- 第3 危機管理学の視点からの児童虐待、子どもの安全を守る対策等
 - ①専門的知見、②連携、③親ごと支える、④継続的に支える、
 - ⑤学校の安全－剣太事件



すずき・ひでひろ

本学法務研究科修了。法務博士(専門職)。保育士。東京23区法務部、文京区総務課長補佐(秘書)、危機管理課長、男女協働課長、子ども家庭支援センター所長等歴任【授業】行政法・地方自治法【研究】児童虐待・DV(厚労省受託)、災害弱者・福祉避難所(科研)等【審議会・学会】厚労省、内閣府等。日本公法学会、警察政策学会、日本子ども虐待防止学会等。埼玉県出身。

児童相談所中心の「点」の支援から脱却し、市区町村中心の「面」の支援へ移行するため、鈴木准教授は2022年度までに全市区町村が設置を義務付けられている「子ども家庭総合支援拠点」設置に向けた調査研究と、設置推進に取り組んでいる。子ども家庭総合支援拠点とは、場所ではなく、市区町村を中心とする地域ネットワークが、子どもと親を切れ目なく継続的に支援する「機能」のことだ。

「社会の課題は山積みで、時間がいくらあっても足りない」
今より少しでも良い世の中にして、次世代にバトンをつなぐため、走り続ける。

行政実務の最前線から研究者へ 多様な個々人の安全・安心を守る行政を研究

命を守る行政

危機は災害やテロリズムに限らない。児童虐待、DV、差別いじめ、ストーカー、貧困——命を日々脅かされる人たちが、見えないところにたくさんいる。さまざまな問題を抱える、多様な一人一人の命を守る「危機管理行政」。それが、鈴木准教授が切り拓こうとしている分野だ。

父親は警察官。さまざまな犯罪被害の話を見聞きして育ち、子どもの頃から「誰もが笑顔で生きられる」ということが、なぜ、こんなにも難しいのだろうか?と考えるようになってきた。

大学では法律を専攻。警察官や検察官を目指した時期もあったが、迷った末、社会のさまざまな課題解決に関わることができ、行政、中でも、住民と顔を突き合わせ、喜怒哀楽を共にしながら課題を解決していくことができ、住民最前線の自治体行政を選んだ。

公務員時代は、危機管理課、東京23区法務部、子ども家庭支援センターなど、さまざまな現場を担当。性的マイノリティ、災害弱者、DV被害者、虐待に苦しむ親や子どもたち。たくさん

の困っている人、生きづらさを抱えた人、助けが必要な人たちと出会い「どうすれば、この人たちが笑顔になれるか?」

一心に考え、動いてきた。行政実務最前線の経験は「住民の権利利益を向上し、個々人の尊厳を守るために、多様な一人一人の問題に向き合うのが行政。行政にできることはもっとある」との信念を揺るぎないものにした。

公務員は天職と思っていたが二人一人が安全・安心に生きられる社会の実現のため、より広い観点から課題に取り組みたい」と、大学教員・研究者に転身。今は、個々人の命を守る法制度設計の理論構築と実践に取り組

み、また「社会を変えるには若い世代の育成も重要」と、学生とも真剣勝負で向き合う日々だ。

現場と対話を重視

目黒区、野田市、札幌市——社会に衝撃を与える児童虐待死事件(検証委員を務める)が相次ぐ中、鈴木准教授は子どもを守る体制についてこう指摘する。

「センサーシヨナルな児童虐待死事件が起きると、児童相談所の対応ばかりが注目されますが、子どもに関わる機関は、保育所、学校、教育委員会、保健機関、医療機関、警察、里親、民間施設・団体、弁護士など複数あり、児童相談所はその二つにすぎません。各機関が子どもを守るとの思いを共有し、凸凹をつないで積極的に連動するための制度構築と、その具体的な用が求められています」

児童相談所中心の「点」の支援から脱却し、市区町村中心の「面」の支援へ移行するため、鈴木准教授は2022年度までに全市区町村が設置を義務付けられている「子ども家庭総合支援拠点」設置に向けた調査研究と、設置推進に取り組んでいる。

鈴木准教授は全国の自治体や関連機関へのヒアリング調査、現場との検討会を重ね、研修や自治体へのアドバイスも行うなど、実効性のある拠点運用の仕組み作りを奔走する。こうした取り組みの他、災害時に高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児など特別な配慮が必要な人を受け入れる「福祉避難所」の制度設計や運用、ストーカー被害者支援の自治体向けマニュアルの作成など、鈴木准教授は研究者となった今も、実務に積極的に関わる。大切にしているのは、可能な限り現場に足を運び、多くの人々と対話することだ。現実の課題と向き合い、現場調査から得たエビデンスと法的根拠をもとに、解決策となる制度設計を提示する。「何より、私は人が好きなんです。つらく困難なことも、人と会って話しながら一緒に解決していけば力が湧く」と笑う。



児童虐待防止の法制度設計について日本記者クラブで会見

教員の眼

様々な立場に自分を置き換えて
みると違った景色が見えるはず

危機管理学部 准教授 鈴木 秀洋

私達には、先生がオレンジの服で構内を走り回っているイメージがあります。

鈴木：まぐろ(回避者)との別名が……。オレンジは虐待・女性への暴力防止の啓発カラーですがらね。動く広告塔をしているつもりです。

先生は災害弱者、児童虐待・DVなど幅広く世の中に発信していますが、今力を入れてる取り組みについて教えてください。

鈴木：児童虐待に関しては、毎日虐待で子どもが

命を落としているとの調査があります。どうしたら命を救えるのだろうかと思いませんか。「私は行政、医療、心理、法曹、警察、NPO等様々な専門領域の人達と連携の法制度設計、実際の相談対応力の向上、予防プログラム等に力を入れています。子どもの命を守るには親ごと支える姿勢が大切です。私はこれまで加害者を厳罰にとの視点でしたが、もう少し幅広く研究してみます。最後に学生にメッセージをもらえますか。

鈴木：大学時代って自分の人生の土台を作る大事な時期です。アンテナをたてて、様々な環境・立場に身を置いて「感じ、考え、議論してみる」ことが大切だと思います。この大学には様々な分野の第一人者がいます。先生達にぶつかっていくとよいですよ。



〈プロフィール〉

埼玉出身 日大院卒。
行政法・地方自治法担当。
災害弱者、児童虐待・DV研究
等多様な個人の人安全安心
のための法制度設計・危機
管理行政分野を切り開く。



【特集】 ダイバーシティ 研究の 視点から

鈴木 秀洋

危機管理学部
准教授

ダイバーシティは羅針盤 “知る”ことから社会が変わる

自治体行政の最前線で、児童虐待、DV、高齢者、障害者、LGBTQなど多様な人々の問題に向き合い「命を救うこと」に従事してきた鈴木准教授。具体的なかつ多角的な視点で「ダイバーシティの本質」を語っていただいた。

ダイバーシティは 一人一人の権利である

幅広く自治体行政に携わった経験を持ち、憲法・行政法を専門分野とする鈴木准教授。子ども、女性、高齢者、障害者、LGBTQ、災害時要配慮者、犯罪被害者等支援など多様な研究テーマは、「ダイバーシティ」そのものだ。

幅広い自治体行政に携わった経験を持ち、憲法・行政法を専門分野とする鈴木准教授。子ども、女性、高齢者、障害者、LGBTQ、災害時要配慮者、犯罪被害者等支援など多様な研究テーマは、「ダイバーシティ」そのものだ。

「憲法・行政法の観点から見ると、ダイバーシティの出発点は日本国憲法第13条にあると考えられます。第13条は、個人の尊厳と個人の幸福追求権を保障する規定で、憲法の中核を成すものです」

「個人が尊重され、幸福追求権を持つ」というこの規定は、ダイバーシティを国の最高法規として保障しているという解釈ができません。昨今の校園裁判や同性婚を巡る訴訟でも、第13条が法的な根拠とされています」

人権、経済、教育 3つの観点が必要

日本の社会では今、ダイバーシティはどのように受け止められているのだろうか。

「行政（公務員）は、個人の人権を守る義務を負っており、元々ダイバーシティに取り組み必要があるのですが、最近ではダイバーシティ課などを設け、より積極的な対応を目指す自治体が増えています。また、ダイバーシティ

を理念に掲げる企業も多くなり、働いている方にインタビューを行うと、ダイバーシティの取り組みが働きやすさにつながっていることが分かります」

研究者の視点から見ると、ダイバーシティ推進の理由として3つ挙げられるという。人権保障、経済的メリット、そして教育的観点に基づくものだ。

「人権保障の観点からの理由は、多様な生き方は権利として保障されており、ありのままの自分で安心して生きられる社会が求められるべきであるというものです。経済的観点からの理由は、性別や年齢、障害などによる差別をせず、多様な働き方を認め、採用を行うことで企業利益を向上させるというものです。そして、教育的観点からの理由は、自分も他人も皆凸凹な存在との理解が、心理的安全性を生み出し、チーム内の共感や組織の一体性を高めることにつながるというものです」

企業や組織の中では、メンバーの一人一人が大切にされることで個々のパフォーマンスが上がり、チームの能力も上がる。さらにこれを国や自治体レベルで考えると、究極的には主権者である国民

4人の卒業生に学び 自分らしさを全面に

本特集で紹介した4人の校友の取り組みについて、鈴木准教授はこう分析する。

「ダイバーシティは、一人一人の命と心と体を目覚めさせる土台となるものであり、私たちの羅針盤なのです」

もおられますが、人生の目標という点では、一貫してダイバーシティを追求する生き方を選択し、突き進み、かつ、周囲の人をその視点で包み込んでいます」

「個々の対応」は、鈴木准教授が繰り返し強調するところだ。ダイバーシティを基軸に世界を見れば、世の中には多様な人が

Hidehiro SUZUKI

1991年中央大学法学部法律学科卒業。2008年本学大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程修了（法務博士〔専門職〕）。東京23区法務部、文芸区法務課課長補佐（秘書担当）、危機管理課長、男女協働課長、子ども家庭支援センター所長などを経て、2016年より現職。一貫して「多様な一人一人を尊重し、社会的弱者にしない」姿勢を貫き、社会課題の解決に尽力。2021年度日本大学リサーチ・アワード受賞。

※心身の健全性は、組織やチームの中で、自分の考えや行動が周囲の人に受け入れられる状態を指す。

「4人の卒業生は、ダイバーシティの観点からは、社会のそれぞれの分野での先達者でありトップランナーです。皆さん、社会の壁にぶつかりつつ、その壁の乗り越え方も多種多様です。共通しているのは、常に、属性的・類型的思想や女性、高齢者、障害者というくくりではなく、一人一人を見ながら、個々の対応をしようとしていることだと思います。職業という面では、転職や起業という形で働き方を変えた方



鈴木准教授の研究成果の一部をまとめた書籍「虐待・DV・性別差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務」（第一法規、2021年刊行）。ダイバーシティを深く理解する上で参考となる1冊

危機管理学の視点からの災害対応

鈴木秀洋 『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規)

【(広義の)危機管理学の4つの視座】

- 第1 行政法・地方自治法の再構成の視座
- 第2 危機管理の視座
- 第3 当事者主義の視座
- 第4 社会モデルの視座

多様な地域住民一人ひとりの命を守るために

鈴木秀洋『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規)

【(広義の)危機管理学の4つの視座】

命を守る視点！！

第1 行政法・地方自治法の再構成の視座

第2 危機管理の視座

- ①弱者視点・多様性の尊重、②事前対策がすべて、
③組織・チーム対応、④命(心と体)を守り続ける

第3 当事者主義の視座

第4 社会モデルの視座

こうした視座で 多様な個々人の命を守っていく 危機管理学の提示

多様な地域住民一人ひとりの命を守るために

【講演 **振り返り**】 一貫して**命を守る**危機管理の視点！！

- 第1 自己紹介（記事3枚）
- 第2 危機管理学の視点からの災害対応
 - ①危機管理の考察視座、②東京都被害想定、
 - ③内閣府防災プログラム紹介、④福祉避難所、
 - ⑤大川小津波判決
- 第3 危機管理学の視点からの児童虐待、子どもの安全を守る視座等
 - ①専門的知見の向上、②連携、③親ごと支える、④継続的に支える
 - ⑤学校の安全－剣太事件

※※社会的孤立

多様な地域住民一人ひとりの命を守るために

学ぶということ、知識・知見を得るということは、他人に優しくなることだと考えています。

他人を殺すための武器ではなく、他人を助けるための知識・知見の武器を一杯身に付けていきたいですね。

知識・知見は、皆さんの大切な人を救ってくれるものだと思います。

※ 鈴木秀洋 『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規) 終章

多様な地域住民一人ひとりの命を守るために

相当な情報量、盛沢山な内容を、急ぎ足で講義させていただきました。

本来は、一つのテーマに15回、双方向で意見交換しながら、やりたいところ
です。

この続きは、是非、三軒茶屋キャンパスで…(笑)。

ご清聴ありがとうございました。

【参考文献・引用等】

- ・基本的に筆者HPから引用
 - ・また、それぞれのパワーポイントの最初に記載済み
(内閣府、東京都等のHPより引用)
 - ・すべて公開資料から引用
 - ・その他関連資料・頁については、講演中に言及
-
- ・鈴木秀洋『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規)
 - ・鈴木秀洋『自治体職員のための行政救済実務ハンドブック(改訂版)』(第一法規)
 - ・鈴木秀洋『子を、親を、児童虐待から救う』(公職研)
 - ・鈴木秀洋『必携市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル』(明石書店)
 - ・鈴木秀洋『行政法の羅針盤』(成文堂) ほか